

# 鹿大のチカラ

KAGOSHIMA UNIVERSITY

法科大学院

実際の弁護士による講義は法科大学院の特色だ。3月まで県弁護士会長を務めた松下良成弁護士(48)は05年から「実務家教員」として週に1、2回の講義を受け持っている。裁判員制度によって実務の現場は激変し、法曹界に求められる人材像も変わりつつある。弁護士として、教員として、裁判員制度をどうとらえているのか。

—裁判員制度により、実際の現場で働く弁護士の仕事はどう変わるのか。

忙しくなった。濃密さで言えば2倍くらい。裁判員制度では検察側も弁護士側も証拠を厳選して短期間で裁判をするように

## 裁判員制を語る ① 松下良成 弁護士(48)

なる。扱う証拠量も従来の3割ほどに減る。その分、事件全体を見定めた上で、証拠の取捨選択のために核心がどこにあるのかを見極めることが、裁判の早い段階から必要になった。

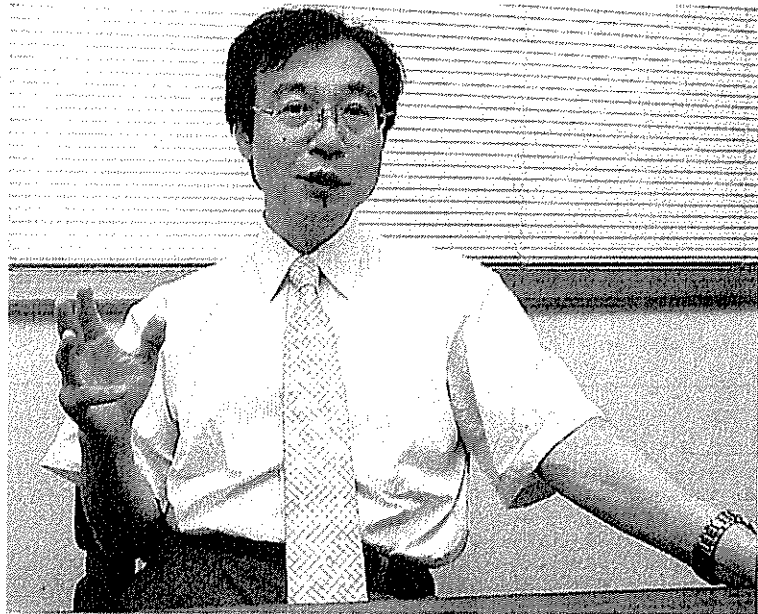
—法曹に求められる能力も変わってきているのか。

何と言ってもコミュニケーション能力が大切になった。裁判員制度では、主な舞台がこれまでの紙上ではなく法廷そのものになる。書類を読み上げるだけでなく、裁判員にもわかりやすいよう語りかけることが必要。場合によっては映像資料を使い、視覚に訴えることも大切になる。

—弁護士や検事の話し方や身ぶりによって、判決に影響が出てしまうのは問題ではないのか。

法廷でのやりとりを重視するあまり、法廷がテレビや映画に出てくるような劇型になることを懸念している。コミュニケーション能力が大切だからと言って、法科大学院で演技指導を

# 上級審の行方 注視必要



鹿児島大で週に1～2回の講義を受け持つ松下弁護士＝鹿児島市山下町

するわけではない。オーバーアクションで裁判員をだまし、演技力で事実をねじ曲げてしまうのは恐ろしいことで、あつてはならない。冤罪を生むことにもなる。

—冤罪と言えば、足利事件で無期懲役の判決が確定して服

の方が逆に防げることもあると思う。

ただ、冤罪の原因が自白偏重の捜査なのは間違いない。志布志事件でもそうだったが、取り調べの全面可視化は必要だ。自白の任意性の判断は素人には難しい。可視化は違法捜査の抑止力にもなる。

—裁判員による裁判では、より厳罰化の傾向になるとの指摘もあるようだ。

最も注目しているのは、控訴審を担うプロの裁判官が裁判員が出した判決をどう扱うか。裁判員が出した判決が控訴審でことごとく覆されれば、そもそも裁判員制度の意味がなくなる。

また、裁判員制度で量刑傾向が変わった場合、過去に同じ罪を犯した被告以上の厳罰を裁判員の判決だからといって認めるのか。裁判員の判決だけでなく、その事件が上級審でどうなるかは着目する必要がある。

(法科大学院編は、森本浩一郎が担当しました)